

大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、発達障害者等が積極的に社会に参加し、及び自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、地域において発達障害者等の交流活動等に自発的に取り組む者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自発的活動」とは、発達障害者等やその家族、地域住民が自発的に行う次に掲げる活動をいう。

- (1) 発達障害者等やその家族が行う交流活動
- (2) 発達障害者等を含めた地域における災害対策活動
- (3) 発達障害者等の孤立を防止するための見守り活動
- (4) 発達障害者等の権利又は自立のために社会に働きかける活動若しくは障害者に対する社会復帰活動
- (5) その他事業の目的を達成するために有効な形式による活動

(補助金の交付対象者)

第3条 この要綱による発達障害者等自発的活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に居住する次に掲げる者によりおおむね5人以上で構成する団体で、自発的活動を行うものとする。

- (1) 発達障害者等
- (2) 発達障害者等の家族
- (3) 地域住民

(補助金の非交付対象者)

第4条 次に掲げる団体は、補助金の交付対象者としない。

- (1) 政治団体、宗教団体その他それらに準ずる活動を行っていると思われるもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 国や地方公共団体から助成金等の交付を受けているもの
- (4) その他市長が適当でないと認めたもの

(補助率等)

第5条 補助率、補助金の額及び補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大津市発達障害者等自発的活動費補助金調書（別添1）
- (2) 大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付申請団体概要書（別添2）
- (3) 大津市発達障害者等自発的活動費補助事業収支計画書（別添3）

(決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市発達障害者等自発的活動費補助金

交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業の内容の変更等の承認申請書）

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市発達障害者等自発的活動費補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市発達障害者等自発的活動費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類（補助事業を中止又は廃止する場合にあっては、第3号に限る。）を添付しなければならない。

- (1) 大津市発達障害者等自発的活動費補助金変更等調書（別添4）
- (2) 大津市発達障害者等自発的活動費補助事業収支計画書（変更）（別添5）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（承認通知書等）

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市発達障害者等自発的活動費補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市発達障害者等自発的活動費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市発達障害者等自発的活動費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市発達障害者等自発的活動費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実績報告書）

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市発達障害者等自発的活動費補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し
- (3) 補助事業の実施状況が確認できる書類（写真、成果物等）

（確定通知書）

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市発達障害者等自発的活動費補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（交付請求書）

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付請求書（様式第14号）とする。

（一括又は分割による交付請求書）

第14条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付請求書（様式第15号）とする。

（取消通知書）

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市発達障害者等自発的活動費補

助金交付決定取消通知書（様式16号）により行うものとする。

（返還通知書）

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市発達障害者等自発的活動費補助金返還通知書（様式第17号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第17条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月28日から施行する。
- 2 この要綱は、国の地域生活支援事業費補助金の交付措置が終了するに至った時は、廃止するものとする。

別表（第5条関係）

補 助 率	10 / 10
補 助 金 の 額	1事業につき30,000円を限度とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
補助対象経費	講師等報償費、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、燃料費、食材費、保険料、使用料及び賃借料、その他市長が必要と認めた経費

大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

団体名

代表者氏名

⑩

大津市補助金交付規則第4条第1項の規定により、大津市発達障害者等自発的活動費補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市発達障害者等自発的活動費補助事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 大津市発達障害者等自発的活動費補助金調書（別添1） (2) 大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付申請団体概要書（別添2） (3) 大津市発達障害者等自発的活動費補助事業収支計画書（別添3）

別添1 (第6条関係)

大津市発達障害者等自発的活動費補助金調書

(単位：円)

活動費 A ※1	その他の収入額 B ※2	差引き額 C (A - B)	補助基準額 D	補助金申請額 E (CとDを比較して 少ない方の額)

※1 活動費 (A) については、当該活動にかかる補助対象経費予算額の合計額とする。

※2 その他の収入額 (B) については、参加者から徴収する実費負担金等収入予算額の合計額とする。

別添2(第6条関係)

大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付申請団体概要書

(ふりがな)			
団体の名称			
(ふりがな)			
代表者氏名			
代表者連絡先	郵便番号		
	住 所		
	電 話 番 号	FAX 番号	
	携帯電話番号		
	e-mail		
事務担当者連絡先 (代表者と同じ場合は、記入の必要はありません。)	郵便番号		
	住 所		
	氏 名		
	電 話 番 号	FAX 番号	
	携帯電話番号		
	e-mail		
設立年月日 (活動開始年月日)	年	月	日
会 員 数	人		
団体設立の目的			
主 な 活 動			

構成員名簿

No.	氏名	役職	住所	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

* 住民自治関係団体等は記入不要

* 当該名簿に記載された個人情報については、目的以外には使用しません。

別添3(第6条関係)

大津市発達障害者等自発的活動費補助事業収支計画書

【1. 収入の部】

項目	金額	内容
合計		

【2. 支出の部】

項目	金額	内容
合計		

様式第2号（第7条関係）

大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付で申請のあった大津市発達障害者等自発的活動費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市発達障害者等自発的活動費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) 補助事業等の内容又は経費の変更をする場合は、大津市発達障害者等自発的活動費補助事業変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業等を中止又は廃止する場合は、大津市発達障害者等自発的活動費補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった場合は、市長に報告しその指示を受けること。 (5) 補助金交付決定を受けた事業等の完了後20日以内に大津市発達障害者等自発的活動費補助事業実績報告書を提出すること。

様式第3号（第7条関係）

大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付申請棄却(却下)決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付で申請のあった大津市発達障害者等自発的活動費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市発達障害者等自発的活動費補助事業
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第8条関係）

大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市発達障害者等自発的活動費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市発達障害者等自発的活動費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消し後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第8条関係）

大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市発達障害者等自発的活動費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市発達障害者等自発的活動費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

様式第6号（第9条関係）

大津市発達障害者等自発的活動費補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

団体名

代表者氏名

㊟

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市障害者等自発的活動費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市発達障害者等自発的活動費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
変 更 す る 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	補助金交付決定通知書(写し)

様式第7号（第9条関係）

大津市発達障害者等自発的活動費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

団体名

代表者氏名

㊟

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市発達障害者等自発的活動費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市発達障害者等自発的活動費補助事業
中 止（廃 止）す る 理 由	
中 止（廃 止）年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	補助金交付決定通知書(写し)

別添4（第9条関係）

大津市発達障害者等自発的活動費補助金変更等調書

（単位：円）

活動費 A ※1	その他の収入額 B ※2	差引き額 C (A - B)	補助基準額 D	補助金申請額 E (CとDを比較して 少ない方の額)

※1 活動費（A）については、当該活動にかかる補助対象経費予算額の合計額とする。

※2 その他の収入額（B）については、参加者から徴収する実費負担金等収入予算額の合計額とする。

別添5(第9条関係)

大津市発達障害者等自発的活動費補助事業収支計画書(変更)

【1.収入の部】

項目	金額	備考
合計		

【2.支出の部】

項目	金額	内容
合計		

様式第8号（第10条関係）

大津市発達障害者等自発的活動費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市発達障害者等自発的活動費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市発達障害者等自発的活動費補助事業
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第10条関係）

大津市発達障害者等自発的活動費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市発達障害者等自発的活動費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市発達障害者等自発的活動費補助事業
中止（廃止）承認年月日	年 月 日

様式第10号（第10条関係）

大津市発達障害者等自発的活動費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市発達障害者等自発的活動費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市発達障害者等自発的活動費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第11号（第10条関係）

大津市発達障害者等自発的活動費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市発達障害者等自発的活動費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市発達障害者等自発的活動費補助事業
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第12号（第11条関係）

大津市発達障害者等自発的活動費補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所
団体名
代表者氏名

㊞

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市発達障害者等自発的活動費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市発達障害者等自発的活動費補助事業
補助事業の着手年月日及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 清 算 額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	(1) 収支決算書 (2) 領収書等(明細のわかるものを含む。)の写し (3) 補助事業の実施状況が確認できる資料(写真、成果物等)

様式第13号（第12条関係）

大津市発達障害者等自発的活動費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市発達障害者等自発的活動費補助事業について、次のとおり大津市障害者等自発的活動費補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市発達障害者等自発的活動費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第14号 (第13条関係)

大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

団体名

代表者氏名

⑩

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市発達障害者等自発的活動費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度		
補 助 事 業 の 名 称	大津市発達障害者等自発的活動費補助事業		
交 付 確 定 金 額	円		
交 付 請 求 金 額	円		
振 込 先 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座	
	口 座 名 義		
添 付 書 類	補助金確定通知書(写し)		

大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所
団体名
代表者氏名

㊟

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市発達障害者等自発的活動費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市発達障害者等自発的活動費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由	
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
振 込 先 機 関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	補助金交付決定通知書(写し)

様式第16号（第15条関係）

大津市発達障害者等自発的活動費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市発達障害者等自発的活動費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市発達障害者等自発的活動費補助事業
交 付 決 定（ 確 定 ） 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第17号（第16条関係）

大津市発達障害者等自発的活動費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市発達障害者等自発的活動費補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 日	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市発達障害者等自発的活動費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。